

次年度以降の治山事業（国庫）

◎事業の内容

保安林（または地すべり防止区域）内において森林の維持・造成を行い、森林の持つ機能を高める事で土砂崩れや地すべりといった災害から生命・財産を守るための事業

◎施行主体

県（直轄治山事業は国）

◎負担率

国 6/10以内 県 4/10以上